

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本組合の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 管理者は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請の資格
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか管理者が定める事項

2 前項の規定による公募は、公の施設ごとに行う。ただし、管理者が複数の公の施設の管理を同一の指定管理者に行わせることが適当であると認めるときは、当該複数の公の施設を併せて指定管理者の公募を行うことができる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、組合規則で定める申請書に指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書その他組合規則で定める書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する法人等のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) その事業計画書による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要に応じ別に定める条件を満たすものであること。

(公募によらない指定管理者の選定)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第1項の規定による公募によらずに、特定の法人等に第3条の規定による申請をさせることができる。この場合において、管理者が複数の公の施設の管理を同一の指定管理者に行わせることが適当であると認めるときは、当該複数の公の施設を併せて同条の規定による申請をさせることができる。

- (1) 当該公の施設の管理運営上の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 地域の団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できると認められるとき。
- (3) 公募に対し応募者がいないとき又は応募者の中に前条各号に掲げる事項のすべてを満たす法人等がないとき。
- (4) 指定管理者に選定された団体等を指定管理者に指定することができなくなったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体等が、第8条に規定する協定を締結しないとき。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、前条各号に掲げる要件を総合的に勘案し、適当と認めるときは、当該法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定等)

第6条 管理者は、第4条及び前条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 管理者は、指定管理者を指定したときは、その旨及び組合規則で定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第7条 指定期間は、5年の範囲内で、公の施設の設置管理に関する条例で定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた法人等は、次に掲げる事項について管理者と協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 管理の費用に関する事項
- (4) 備品、設備等の所有権の帰属に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに事業報告書を作成し、管理者に報告しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 管理者は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理状況について定期的に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、管理者は、その責めを負わない。

2 管理者は、前項前段の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該公の施設の施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又は管理者が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(公の施設の設置管理に関する条例で定める事項)

第 14 条 指定管理者が行う公の施設の管理の基準、業務の範囲、指定期間及び使用料又は利用に係る料金に関する事その他公の施設の管理に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、当該公の施設の設置管理に関する条例で定めるものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (平成 24 年 11 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。